

# 地域保健福祉課

### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、生涯にわたる健康づくりと福祉の充実を目指し、関係機関と連携を図りながら次の事業を重点として取り組んだ。

#### 1. 保健師関係指導事業

- (1) 管内の保健師・看護管理者を対象に研修会を開催し、看護職の資質の向上を図った。
- (2) 高校生を対象に看護師進学ガイダンスを管内の高校で実施し、看護師の確保対策に取り組んだ。

#### 2. 母子保健事業

- (1) 思春期相談や在宅障害児等の支援事業を行い、保健・医療・福祉・学校保健との連携強化を図った。
- (2) 母子保健推進協議会では、特定妊婦の支援と関係機関の連携について協議し、支援体制の強化を図った。

#### 3. 成人・老人保健事業

「介護保険施設等指導要領」に基づく介護老人保健施設の実地指導を行った。

#### 4. 一人ひとりに応じた健康支援事業

健康教育を実施し、生涯を通じて一人ひとりが、年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援を行った。

#### 5. 自殺予防対策推進事業

- (1) 「安房地域心の健康のつどい」において講演会を開催し、自殺予防対策の普及啓発を図った。
- (2) ゲートキーパー研修を開催し、自殺予防対策の人材育成に取り組んだ。

#### 6. 地域・職域連携推進事業

「健康ちば21（第2次）」を推進するために管内の地域保健と職域保健が連携し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に、「安房保健所地域・職域連携推進協議会」を開催。地域の健康問題を共通認識し、情報交換を行い、健康課題であるメンタルヘルス及び喫煙防止の各対策に取り組んだ。

#### 7. 栄養改善事業

- (1) 住民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、管内各団体との連携を密にしながら「健康ちば21（第2次）」の推進にあたりるとともに、市町健康づくり・栄養改善業務体制の充実を図った。
- (2) 「健康ちば21（第2次）」の重点施策の一つである「健康ちば協力店」の登録促進と県民の健康づくりを応援するため、「健康ちば協力店」から健康・栄養情報の提供ができるように登録後の指導や支援を行い食環境の整備に努めた。

- (3) 給食施設104施設に対して、よりよい給食が提供されるよう栄養管理及び衛生管理を重点に巡回指導や給食施設管理者・従事者等への研修会を実施し、給食施設全体の資質の向上を図った。また、給食施設における栄養管理業務が円滑に進められるように給食施設からの求めに応じた支援及び指導を実施し、栄養管理業務の充実に努めた。

## 8. 歯科保健事業

難病患者及びその家族を対象に、歯周病及び歯口清掃方法等に関する研修会を開催し、口腔機能の向上に取り組んだ。

## 9. 精神保健福祉事業

- (1) 市町・精神科医療機関・障害福祉サービス事業所・家族会等関係機関との連携を密にし、「心の健康のつどい」を開催し、地域住民に心の健康づくりの正しい知識の啓発普及を図った。
- (2) 通報等による緊急事態には、医療機関や警察署等との連携により迅速且つ円滑に対応した。
- (3) デイケアを実施し、精神障害者の社会復帰に努めた。

## 10. 市町支援

市町主催の会議に出席し、市町の保健福祉事業の円滑な推進を支援した。

### 11. 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、委員の委嘱・解嘱事務及び活動費・交付金事務に関する業務を実施した。

### 12. 児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給した。

家庭相談員を配置し、児童及び家庭問題の相談や児童の健全育成推進のため、非行防止、児童虐待、家庭環境の調整等に関する相談及び支援を実施した。

- (1) 父母の離婚等により父又は母と一緒に生活していない児童の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給した。
- (2) 家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童の父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給した。
- (3) 精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅の障害児に、障害児福祉手当を又20歳以上の障害者に特別障害者手当を支給した。

### 13. 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉の向上を図るため、各種福祉資金の貸付けを行うとともに生活全般の相談に応じた。

### 14. 高齢者福祉

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の

支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行った。

## 15. 障害者福祉

誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定に伴い、健康福祉センター内にて専用電話で広域専門指導員が相談に応じ、併せて条例周知や啓発活動を行っている。また市町の推薦を受けた身体障害者相談員・知的障害者相談員及び各分野に関し優れた識見を有する者を地域相談員として知事が委嘱し、身近な地域での相談役として地域での相談を行っている。

さらに、日常生活用具取付費補助事業・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業を実施し、地域生活を支援した。

## 16. 配偶者暴力相談支援事業

DV防止法に基づきDV担当職員を配置し、DV被害者からの相談に対し必要な助言や支援を実施した。

## 17. 戦傷病者・遺族援護事業

戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員を委嘱し、乗車券の交付及び療養の給付等援護の業務を行っている。

## 18. 児童手当事務監査

児童手当法に基づく児童手当（子ども手当）の認定・支払事務等の適切な運営を図るため、市町を対象に指導監査を実施した。

## 19. 中核地域生活支援センター連絡調整会議

誰もがありのままにその人らしく安心して、地域で暮らすことができる地域社会の実現を図るため、中核地域生活支援センターの活動を支援した。

## 20. 生活保護

新規保護申請は、速やかに面接と諸手続きを行い、期限内に処理を実施した。

被保護世帯への訪問調査及び指導援助等を実施した。

町の民生委員等と連携し、生活困窮者及び被保護者の情報収集等を実施した。

## <地域保健に関すること>

生涯にわたる健康づくりを推進するため、保健師等看護職の資質向上，母子保健，成人・老人保健，自殺予防，地域・職域連携推進，栄養改善，歯科保健，精神保健福祉，市町支援に関する業務を関係機関と連携しながら行っている。

### 1 保健師関係指導事業

- ・管内の保健師・看護管理者を対象に研修会を開催し，看護職の資質の向上を図った。
- ・高校生を対象に看護師進学ガイダンスを管内の高校で実施し，看護師の確保対策に取り組んだ。

#### (1) 管内概況

平成 27 年度の管内保健師の就業数は 58 名（うち保健所は 13 名）であった。

表 1 - (1) 管内保健師就業状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村				
			保健衛生	福祉	介護保険	国民健康保険	その他
平成 25 年度	58	12	29	10	3	-	4
平成 26 年度	61	15	29	10	4	-	3
平成 27 年度	58	13	28	10	4	1	2
館山市	15	-	10	3	1	-	1
鴨川市	10	-	7	1	1	-	1
南房総市	16	-	9	6	-	1	-
鋸南町	4	-	2	-	2	-	-

(2) 保健所保健師活動

保健師は総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課・鴨川地域保健センターに所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。

表 1 - (2) 家庭訪問等個別指導状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

区 分 種 別	家庭訪問		訪 問 以 外 の 保 健 指 導				個別の連携 ・連絡調整
			面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数(再掲：会議)
総 数	183	337	1396	1678	372	-	-
感 染 症	1	3	16	16	6	-	-
結 核	51	143	15	15	158	-	-
精 神 障 害	12	17	52	176	165	-	4
長 期 療 養 児	4	4	82	101	16	-	-
難 病	114	169	1213	1351	22	-	-
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 疾 病	-	-	5	6	-	-	-
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-
低 出 生 体 重 児 ( 未 熟 児 )	1	-	-	-	5	-	-
乳 幼 児	-	1	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	13	13	-	-	-
訪 問 延 世 帯 数	61	150					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
平成27年 6月1日(月)	各市町・健康福祉センターの重点活動の共有	1. 管内保健師の配置状況 2. 各市町・安房健康福祉センターの重点活動 3. 今年度の実施計画	14
平成27年 9月2日(水)	ソーシャルキャピタルを活用した事業展開	講演「ソーシャルキャピタルを活用した事業展開」 講師 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長 藤原佳典 氏	37
平成27年 11月18日(水)	うつ傾向の方への支援における留意点	講演「うつ傾向の方への支援における留意点」 講師 亀田総合病院臨床心理室主任 富安哲也 氏	20
平成28年 2月22日(月)	災害に備えた保健師活動	実践報告「市原市災害時保健活動の取り組み～災害時保健活動マニュアルの作成について～」 報告者 市原市保健福祉部保健センター 主査 大関博美 氏	25

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

(単位：人)

開催年月日	主な内容	参加人員
4月13日(月)	・所内保健師業務連絡研究会の計画・保健活動業務研究	9
5月29日(金)	・千葉県保健師活動指針及び現任教育マニュアルの検討	9
6月16日(火)	・保健活動業務研究集録について	6
6月29日(火)	・千葉県保健師活動指針及び現任教育マニュアルの検討	10
7月14日(火)	・保健活動業務研究集録について	10
8月10日(月)	・事例(業務)検討	10
9月15日(火)	・伝達講習	7
10月14日(水)	・保健活動業務研究集録について	8
11月17日(火)	・保健活動業務研究集録について	10
12月16日(水)	・伝達講習	8
1月22日(金)	・伝達講習	8
2月29日(月)	・伝達講習	9
3月15日(火)	・次年度計画	10

ウ その他 看護師確保対策

表 1 - ( 3 ) - ウ その他

(単位：人)

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
平成 27 年 5 月 18 日 (月)	千葉県立安房高等学校 3 年生 (看護系学校進学希望者)	20
平成 28 年 2 月 23 日 (火)	千葉県立館山総合高等学校 1 部：1 年生 (全学年) 2 部：1, 2 年生 (看護系学校進学希望者)	144 12

(4) 管内看護管理者研修会

表 1 - ( 4 ) 看護管理者研修状況

(単位：人)

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
平成 27 年 12 月 17 日 (木)	講演「対応困難な患者・家族への接し方」 講師 袖ヶ浦さつき台病院 精神看護専門看護師 小林みゆき氏	26



## 2 母子保健事業

慢性疾患児・障害児等を中心とした広域的，専門的サービスを提供するとともに，医療・保健・福祉・教育との連携強化に努めた。

### (1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健，医療，福祉施策の効果的な推進のため，医療・保健・福祉・教育・住民等の代表者から構成する協議会を設置している。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
平成28年3月7日(月)	委員 23名	テーマ (1) 管内の母子保健事業について (2) 特定妊婦支援（精神疾患をもつ妊婦を中心に）支援の取り組みについて (3) その他

### (2) 母子保健関係研修会

母子保健推進員等に対し，知識・技術を得る機会の提供による資質の向上と，地域における母子保健推進員活動の円滑な推進を図る。

表 2 - (2) 母子保健関係研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
母子保健推進員等研修会	平成27年 11月25日(水)	母子保健従事者 60名	講演1「最近の妊娠・出産・子育て事情」 講師：館山市元気な広場 施設長 講演2「女性のライフイベントと骨粗鬆症」 講師：整形外科 医師

(3) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条に基づき、医師から届出のあった人工妊娠中絶総数は 146 件であり年々減少傾向にあるが、20 歳未満の届出数は微増傾向にある。

表 2 - (3) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 未 満	25 歳 未 満	30 歳 未 満	35 歳 未 満	40 歳 未 満	45 歳 未 満	50 歳 未 満	50 歳 以 上
総 数	152	149	146	19	16	23	29	38	18	2	1	-
満 7 週以前	65	61	63	6	9	8	10	18	11	-	1	-
満 8 週～満 11 週	78	76	76	11	7	12	18	19	7	2	-	-
満 12 週～満 15 週	3	4	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-
満 16 週～満 19 週	2	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
満 20 週～満 21 週	4	4	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### (4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に千葉県特定不妊治療助成事業実施要綱に基づき経費の助成をした。

平成 26 年度からは、年度の助成回数制限は廃止され、初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が 40 歳未満の場合は 43 歳になるまでに通算助成回数 6 回まで、治療開始時の年齢が 40 歳以上の場合は 43 歳になるまでに通算助成回数 3 回までに変更となった。

平成 27 年度からは、男性不妊治療の助成が開始された。1 回の治療につき 15 万円まで助成（保険適応外の手術）された。

##### ア 特定不妊治療費助成制度事業

表 2 - (4) - ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年 度	実 件 数	延 件 数	内 訳			
			体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
平成 25 年度	29	45	5	23	(0)	17
平成 26 年度	43	77	7	41	(0)	26
平成 27 年度	55	100	15	52	(0)	33

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

#### (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度事業では、18 歳未満(継続 20 歳未満)の小児慢性特定疾病患者 75 人に対して、治療費を給付した。

過去 3 年間を比較すると、新制度に伴う対象疾患数が増加したにも関わらず、平成 27 年度では、全体的に受給者数は減少した。一方で、慢性消化器疾患については、増加がみられた。

表 2 - (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

疾 患 名		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	館山市	南房総市	鴨川市	鋸南町
総 数		77	81	68	22	25	16	5
1	悪性新生物	11	11	10	5	3	1	1
2	慢性腎疾患	12	11	7	2	4	-	1

3	慢性呼吸器疾患	4	4	2	1	1	-	-
4	慢性心疾患	10	11	9	1	4	3	1
5	内分泌疾患	16	16	13	7	3	3	1
6	膠原病	2	4	3	-	1	1	1
7	糖尿病	9	11	12	2	5	5	-
8	先天性代謝異常	1	1	-	-	-	-	-
	血友病等血液・免疫疾患 (旧制度)	2	-	-	-	-	-	-
*9	血液疾患	-	2	1	-	1	-	-
*10	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-
11	神経・筋疾患	7	7	5	1	2	2	-
12	慢性消化器疾患	3	3	6	3	1	1	1
*13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-
*14	皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-

\*9 血液疾患・10 免疫疾患・13 染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患・14 皮膚疾患については、新制度となり新しく登録された疾患である。

#### (6) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の事業を行う。

#### (7) 療育医療制度

療育医療（児童福祉法第20条）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付と、学用品や日用品の支給を行うもので、平成27年度の申請はなかった。

(8) 思春期保健相談事業

不登校・ひきこもり等の悩みを持つ思春期の児童やその家族を対象に、臨床心理士による個別相談を実施した。

表 2 - ( 8 ) 思春期保健相談

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		内容
			実数	延数	
平成 25 年度		5	8	12	思春期に関する問題を抱えた本人や家族に個別相談
平成 26 年度		8	13	17	
平成 27 年度		10	22	24	

(9) 乳幼児救急医療講習会

乳幼児の保護者に対し、乳幼児に起こりやすい病気やけがについて、受診のタイミングや家庭での対処法について学ぶ。

表 2 - ( 9 ) 乳幼児救急医療講習会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
乳幼児救急医療講習会	平成 27 年 11 月 11 日 (水)	乳幼児の保護者等 37 名	講習会「子どもに起こりやすい病気やけが、応急手当について」 講師：看護師

(10) その他会議や連絡会等

表 2 - ( 1 0 ) その他会議や連絡会等実施状況

会議の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
亀田総合病院 NICU 連絡会議	平成 27 年 8 月 8 日 (火)	亀田総合病院医師・看護師等、夷隅・安房管内市町担当者、夷隅・安房保健福祉センター職員 34 名	(1) 夷隅・安房地域における NICU 退院児の現状について (2) 連携上の課題及び今後の取り組みについて

(11) 障害児育児支援事業

地域における関係機関職員が心身に問題を抱える障害児(者)を支えることができるよう、専門的知識の提供や情報交換の場を設けた。

表2-(11) 障害児育児支援事業実施状況

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		主な内容
			実数	延数	
平成25年度		1	70	70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「発達障害の二次障害についてー理解とその予防ー」 講師 臨床心理士</li> <li>・情報交換</li> </ul>
平成26年度		1	90	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「発達障害児に対する療育指導のポイント」 講師 臨床発達心理士</li> <li>・情報交換</li> </ul>
平成27年度		1	52	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「発達障害児のライフステージごとの課題と対応について」 講師 千葉県発達障害者支援センター副センター長</li> <li>・情報交換</li> </ul>

### 3 成人・老人保健事業

介護老人保健施設は8ヶ所開設されている。今年度は1ヶ所を君津健康福祉センター  
監査指導課と実地指導した。

#### (1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設8施設・訪問看護ステーション15施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

#### ア 介護老人保健施設実地指導

千葉県老人保健施設実地指導要綱に基づき、1施設について実地指導を行った。

表3-(1)-ア 介護老人保健施設実地指導状況

実施年月日	介護老人保健施設
平成27年8月27日(木)	介護老人保健施設「光栄館」

#### (2) がん登録事業

がん登録事業とは、がん患者について診断、治療およびその後の転帰に関する情報を収集し、保管、整理、解析する仕組みである。目的は、がんの発生状況や患者の生存率などの基礎データを明らかにし、県や市町村のがん対策の策定や、効率的ながん検診の実施、がん医療の向上に資する資料を整備することで、保健所で把握された死亡情報は、県健康づくり支援課を経由して集計し、登録室に送られ、統計処理される。

### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

健康教育、健康相談を実施し、生涯を通じて一人ひとりが、年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援を行った。

#### (1) 健康教育事業

地域住民に対して知識の普及を図るため、健康教育を実施した。

表4-(1) 健康教育事業

(単位：人)

開催年月日	健康教室	参加人員
平成27年11月25日(水)	講演「女性のライフイベントと骨粗鬆症」 講師 伊賀整形外科クリニック 院長	55

## (2) 健康相談事業

身体的・精神的悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象としている。

表 4 - (2) 健康相談実施状況 (電話)

(単位：件)

年度 \ 区分	男 性	女 性	総 数
平成 2 5 年度	0	1	1
平成 2 6 年度	0	0	0
平成 2 7 年度	2	0	2

## 5 総合的な自殺対策推進事業

ゲートキーパー研修を開催し、自殺予防対策の人材育成に取り組んだ。

### (1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表 5 - 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
ゲートキーパー研修	平成 28 年 2 月 19 日	127 名 民生児童委員 社会福祉協議会職員 市職員	講演「心の SOS に寄り添 い、向き合う」 講師 亀田総合病院 臨床心理士



## 6 地域・職域連携推進事業

広域的な地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための情報提供の共有や地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供を整備するため、「地域・職域連携推進協議会」を開催した。

表6－(1) 安房保健所地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
平成28年2月25日(金)	18人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施状況説明及び評価</li> <li>・次年度計画</li> <li>・意見交換</li> </ul>

表6－(2) 安房保健所地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
平成27年7月29日(水)	12人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度計画について</li> <li>・禁煙外来調査についての情報共有</li> <li>・メンタルヘルス及び禁煙の啓発媒体について</li> </ul>
平成27年9月28日(水)	11人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間の取組み状況と成果について</li> <li>・次年度計画の検討</li> <li>・禁煙の啓発媒体について</li> </ul>
平成27年12月9日(水)	14人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度事業及び3年間の取組みのまとめと評価</li> <li>・次年度計画の検討</li> <li>・メンタルヘルス及び禁煙の講演会について</li> </ul>

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
平成27年4～5月	禁煙外来調査
平成27年6～7月	メンタルヘルスパンフレット及び喫煙防止用CD活用状況調査
平成27年11月30日(月)	メンタルヘルス講演会 講演：「職場におけるメンタルヘルス不調への気づきと対応」 講師：君津健康センター産業保健部長
平成28年1月12日(火)	禁煙支援者研修会 講演：「スモークフリーの社会を目指して ～地域で禁煙を広めよう～」 講師：亀田ファミリークリニック館山院長

## 7 栄養改善事業

栄養改善事業を充実させるため、次の事業を重点に取り組んだ。

- ・地域における健康づくり・栄養改善体制を整備するための指導・調整会議及び地区組織の育成
- ・広域的又は専門的な知識と技術を必要とする病態別栄養指導
- ・よりよい給食管理が実施されるよう、給食施設に対しての指導強化
- ・調理師試験の周知と願書受付及び免許証の申請受理と交付
- ・健康ちば協力店の設置と体制の確立の促進による食環境の整備
- ・市町の健康づくり・栄養改善業務を円滑に推進するための指導と支援

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の疾病を予防し健康を保持増進させるため、あらゆる機会をとらえ健康ちば21（第2次）の普及・推進を図り生活習慣病予防対策として特にメタボリックシンドローム予防の啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	3	-	-	/	/	/	/								-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	249	185	-	-	-	-	-	26	1,688	4	185	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ア 病態別個別指導

表 7 - ( 1 ) - ア 病態別個別指導状況 (単位：人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		-	-	-	-	-	-
病態別運動指導		-	-	-	-	-	-

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - ( 1 ) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
潰瘍性大腸炎・クローン病患者家族のつどい	平成 28 年 2 月 24 日 (水)	潰瘍性大腸炎・クローン病患者とその家族他	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演 「潰瘍性大腸炎・クローン病の最新医療情報」 東邦大学医療センター佐倉病院 消化器内科 医師</li> <li>・講話 「炎症性腸疾患の食生活～寛解期をのぼす食事～」 安房地域医療センター管理栄養士</li> <li>・講話及び試食 「炎症性腸疾患の食事の実際」 地域活動 管理栄養士</li> <li>・交流会</li> </ul>

ウ 若年者のための健康づくり推進事業実施事業

食育指導者研修会

表 7 - ( 1 ) - ウ 食育指導者研修会実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
食育指導者研修会	平成 27 年 12 月 2 日 (水)	保育所・学校等職員, 給食施設職員, 食生活改善組織構成員, 健康ちば協力店等	213	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例発表 (食育について) 「楽しく食育 おはしの教室」 南房総市保健推進員協議会会長</li> <li>・講演 「そしゃくで健康づくり」 ～噛むことがもたらす健康効果～ 和洋女子大学健康栄養学類教授</li> </ul>

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - ( 1 ) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
県民健康・栄養調査	① 南房総市川谷・大井・宮下・御子神地区（20世帯53人） ② 南房総市久枝地区（22世帯51人）	① 平成27年11月5日 ② 平成27年11月10日 身体状況調査， 生活習慣調査， 栄養調査状況調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - ( 1 ) - オ - (ア) 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

指導内容	業者への指導（相談対応を含む）・普及啓発				
	個別指導・個別相談		集団指導・普及啓発		
	実指導食品数	延指導・相談件数	回数	延対象者数	内容
特別用途食品及び特定保健用食品について	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準について	9	11	1	84	管内食協・調理師会富浦支部講習会
栄養機能食品について	-	-	-	-	
機能性表示食品について	-	-	-	-	
虚偽誇大広告について	5	6	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)	-	-	-	-	
	県民への指導（相談対応を含む）・普及啓発				
	個別指導・個別相談		集団指導・普及啓発		
	実指導食品数	延指導・相談件数	回数	延対象者数	内容
特別用途食品及び特定保健用食品について	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
食品表示基準について	-	7	4	30	学生実習合同オリエンテーション，断酒学級，地域保健従事者等研修会
栄養機能食品について	-	-	-	-	
機能性表示食品について	-	-	-	-	
虚偽誇大広告について	-	-	-	-	
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)	-	-	-	-	

( ) 内は，特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (イ) 特別用途食品許可取り扱い件数 (単位: 件)

内 容	取扱件数
新規許可申請受付	- ( - )
消滅事由該当届出数	- ( - )
申請・表示事項変更届出数	- ( - )

( ) 内は, 特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- ( - )	- ( - )	- ( - )

( ) 内は, 特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	断酒学級, 管内館山食協・調理師会富浦支部講習会, ヘルシーメニュー講習会	3	107

(2) 給食施設指導

管内給食施設において、より効果的な栄養管理と衛生管理ができ、食中毒等の予防と適切な健康づくりが図れるよう集団・個別指導を充実させた。

給食施設状況

表 7 - ( 2 ) 給食施設状況

(単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士 栄養士どちらも いる施設			栄養士 のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数		
104	20	30	30	62	40	18	23	35	1	28	100	93

ア 給食施設指導状況

表 7 - ( 2 ) - ア 給食施設指導状況

(単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回 300食 以上 又は 1日 750食 以上	1回 100食 以上 又は 1日 250食 以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	104	14	43	47
		その他指導施設数	214	35	103	76
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回数	6	2	2	2
		延施設数	165	24	67	74
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	104	104	20	20	31	31	18	18	35	35	
計	計	104	104	20	20	31	31	18	18	35	35
	学校	17	17	7	7	3	3	3	3	4	4
	病院	16	16	6	6	10	10	-	-	-	-
	介護老人保健施設	8	8	-	-	8	8	-	-	-	-
	老人福祉施設	18	18	3	3	9	9	6	6	-	-
	児童福祉施設	31	31	1	1	-	-	3	3	27	27
	社会福祉施設	7	7	-	-	1	1	5	5	1	1
	事業所	4	4	1	1	-	-	-	-	3	3
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	
300食/回, 750食/日以上 ①	計	14	14	7	7	5	5	1	1	1	1
	学校	6	6	3	3	2	2	1	1	-	-
	病院	5	5	2	2	3	3	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉施設	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業所	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100食/回, 250食/日以上 ①(除く)	計	43	43	4	4	22	22	7	7	10	10
	学校	4	4	-	-	1	1	2	2	1	1
	病院	7	7	2	2	5	5	-	-	-	-
	介護老人保健施設	8	8	-	-	8	8	-	-	-	-
	老人福祉施設	12	12	2	2	7	7	3	3	-	-
	児童福祉施設	9	9	-	-	-	-	-	-	9	9
	社会福祉施設	3	3	-	-	1	1	2	2	-	-
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の給食施設	計	47	47	9	9	4	4	10	10	24	24
	学校	7	7	4	4	-	-	-	-	3	3
	病院	4	4	2	2	2	2	-	-	-	-
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	6	6	1	1	2	2	3	3	-	-
	児童福祉施設	21	21	1	1	-	-	3	3	17	17
	社会福祉施設	4	4	-	-	-	-	3	3	1	1
	事業所	3	3	-	-	-	-	-	-	3	3
	寄宿舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自衛隊	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7 - ( 2 ) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	3	4	39
指導数	3	4	41

エ 給食施設集団指導

表 7 - ( 2 ) - エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設管理者・ 従事者研修会	平成 27 年 7 月 10 日(金)	給食施設 管理者・ 従事者	118	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講話 1 「給食施設における衛生管理について」</li> <li>・報告 「平成 26 年度給食施設栄養管理状況報告の結果について」</li> <li>・講話 2 「給食施設における栄養管理について」</li> <li>・説明 「調理師による県民の食生活の向上に関する条例の施行について」</li> <li>・その他</li> </ul>
給食施設管理者 研修会	平成 27 年 10 月 7 日(水)	給食施設 管理者	94	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演 「給食施設における栄養管理の計画と評価について」 桐生大学 医療保健学部 栄養学科 教授</li> <li>・説明 「給食施設栄養管理状況報告について」</li> <li>・その他</li> </ul>

( 3 ) 健康ちば協力店推進事業

表 7 - ( 3 ) - ア 健康ちば協力店登録状況

27 年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
4	0	9	234（内取消 70）	164

表 7 - ( 3 ) - イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	7	7	15	15	15	3	7
集団指導	10	920	13	409	410	4	30
合 計	17	927	28	424	425	7	37



(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
安房保健所管内 栄養士会	143	①健康づくり展 (1回) ②研修会(4回) ③部会別研修会 (6部会)	①会の運営への助言 (総会, 役員会) ②研修会への支援 ③健康づくり展実施の 助言	171
安房保健所管内 館山調理師会	375	①支部講習会(中 堅調理師研修 会)(1回) ②ヘルシーメニ ュー講習会(1回)	①会の運営への助言 (総会・支部長会) ②支部講習会への支援 ③ヘルシーメニ ュー講習会への支援	104
安房保健所管内 鴨川調理師会	70	総会をもって解 散したため活動 なし	①会の運営への助言 (総会)	18
安房保健所管内 食生活改善協議 会	257	食生活改善協議 会リーダー研修 会(3回)	①会の運営への助言 (総会・役員会) ②研修会への支援	166

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援, 助言

名称	開催月日	対象者	参加者数	内容
鋸南町支援(食生 活改善組織育成)	平成27年 5月14日(水)	町担当者	4	食生活改善推進員の養成の ための講座について, ポイ ント制の導入と養成講座の カリキュラム内容, 養成時 間等の考え方について

表 7 - ( 5 ) - イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内行政栄養士 業務連絡研究会	平成 27 年 4 月 20 日 (月)	9	第 1 回 ・業務検討 「地域における健康・栄養課題の 明確化について」 ・情報交換 「平成 27 年度各市町・健康福祉 センターの事業計画・重点事業等 について」 「学生実習の受け入れ状況につい て」 ・その他
管内行政栄養士 業務連絡研究会	平成 27 年 8 月 3 日 (月)	4	第 2 回 ・業務検討 「地域における健康・栄養課題の 明確化について」 ・その他
管内行政栄養士 業務連絡研究会	平成 28 年 2 月 8 日 (月)	6	第 3 回 ・業務検討 「地域における健康・栄養課題の 明確化について」 「食生活に関するアンケート調査 に向けて」 ・情報交換 「平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画 (案) について」 ・その他

※ 市町村 (在宅) 栄養士研修会を含む

( 6 ) 調理師試験及び免許関係

表 7 - ( 6 ) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位: 名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率 (%)	新規交付	書換交付	再交付
平成 25 年度	57	28	49.1	68	14	17
平成 26 年度	55	26	47.3	66	14	13
平成 27 年度	49	18	36.7	64	21	26

(7) その他（各保健所の独自事業）

子どもの頃からの適正な食習慣及び生活習慣の定着を図り、県民の一人ひとりが自らで食生活の改善ができ、健康づくりにつながるよう、健康づくりのつどいを開催した。

表7－（4）－ア「健康づくりのつどい」実施状況

（単位：人）

実施日	実施場所	対象者	参加者	内 容
平成 27 年 12 月 2 日(水)	千葉県 南総文化 ホール	保育士 幼稚園教諭 小・中学校教諭 養護教諭 栄養教諭 管理栄養士・栄養士 保健師 調理師 給食管理者・給食担当者 食生活改善推進員 保健推進員 健康ちば協力店店主等	213	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式 保健所長表彰</li> <li>・事例発表（食育について） 「楽しく食育 おはしの教室」 発表者 南房総市保健推進員協議会 会長</li> <li>・講演「そしゃくで健康づくり」～嚙むことがもたらす健康効果～ 講師 和洋女子大学 健康栄養学類 教授</li> <li>・健康づくり展</li> </ul>

## 8 歯科保健事業

難病受給者や家族等に対し講演会を実施することにより、健康の維持増進を図り、嚙む・飲み込むことへの支援をする。

(1) 難病及び精神障害者等歯科保健サービス

表8－（1） 難病及び精神障害者等歯科保健サービス実施状況

名 称	対象者	開催月日	内 容	参加人員
難病及び精神障害者等歯科保健サービス	164 人	平成 27 年 10 月 9 日(金)	「パーキンソン病と口腔ケア」～日ごろのお手入れのポイントについて～ 講師 亀田クリニック 歯科衛生士	35 人

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内精神科病院と入院等の状況

法律に基づき、入院・退院・報告出等の入退院事務を行った。

表9－(1)－ア 管内病床数・入院患者の状況（平成27年6月30日現在）

(単位:件)

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 県 内 病 院 患 者 へ の 数	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先(再掲)					
							圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成25年度	131,740	4	755	57.3	527	40.0	510	96.8	-	-	17	3.2
平成26年度	129,987	4	755	58.1	532	40.9	516	97.0	-	-	16	3.0
平成27年度	127,168	4	747	58.7	518	40.7	496	95.8	-	-	22	4.2
館山市	47,065	1	267	56.7	235	49.9	229	97.4	-	-	6	2.6
鴨川市	33,627	2	209	62.2	95	28.3	90	94.7	-	-	5	5.3
南房総市	38,549	1	271	70.3	159	41.2	150	94.3	-	-	9	5.7
鋸南町	7,927	-	-	-	29	36.6	27	93.1	-	-	2	6.9
県全体	6,207,032	52	12,616	20.3	8,885	14.3	5,929	66.7	-	-	2,339	26.3

(注) 1 人口は、各年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

表9 - (1) - イ 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院届 (保護者の 同意)	医療保護 入院届 (扶養義務 者の同意)	応 急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成25年度	250	63	-	249	3	1	134	1
平成26年度	250	-	-	231	3	1	177	2
平成27年度	273		-	269	6	2	156	2

- ※ 1 その他は、転院許可申請 ( )件、仮退院申請 ( )件、再入院届 ( )件の合計  
 2 平成26年度より保護者制度廃止に伴い、「医療保護入院届(保護者の同意)」の保護者を家族等(扶養義務者含む)に読み替え件数を計上している。

(2) 措置入院関係

法に基づく申請、通報等があった人について、調査の上、精神保健指定医の診察を実施し、適正な医療及び保護を行う。

表9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
平成25年度	64	58	2	-	2	2	-	2	-	-	-
平成26年度	39	31	7	-	1	5	-	-	-	-	-
平成27年度	37	31	5	-	1	4	-	-	-	-	-
法第22条 一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条 警察官からの通報	31	26	5	-	-	4	-	-	-	-	-
法第24条 検察官からの通報	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
法第25条 保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条 矯正施設の長からの通報	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※ 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計  
 2 「法第29条の2該当症状の者」は、法第27条の診察を受けた者の内数  
 3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9-(2)-イ 申請・通報・届出の対象者の病名 (単位：件)

病名 年度 結果	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他						
				F0		F1								
				F2	F3	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10						
平成25年度	64	13	3	3	-	4	-	1	7	4	4	-	9	16
平成26年度	39	11	1	-	-	1	1	-	1	1	4	1	8	10
平成27年度	37	14	5	-	-	-	3	-	-	-	3	-	2	10
診察 実施	要措置	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不要措置	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

※1 その他には病名不詳を含む。

2 F0～F9, G40 は、世界保健機関 (WHO) の国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。

表9-(2)-ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数 (各年3月31日現在) (単位：人)

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成25年度	3	2	1	-	-
平成26年度	7	7	-	-	-
平成27年度	7	7	-	-	-

表9-(2)-エ 申請・通報・届出関係の相談等 (各年3月31日現在) (単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	3	2	1	-	-	1	2	-	-	5
電話	36	23	13	-	1	6	26	3	-	124

(3) 医療保護入院のための移送（法 34 条）

法の規定により，精神保健指定による診察の結果精神障害者であり，かつ，直ちに入院させなければ，その者の医療保護を図る上で著しく支障がある者であって，法に規定する家族等の同意がある時は，指定病院に移送し精神障害者の医療及び保護を図る。

表 9 - (3) 医療保護入院のための移送処理状況 (単位：件)

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成25年度	-	-	-
平成26年度	-	-	-
平成27年度	-	-	-

(4) 自立支援医療（精神通院）及び保健福祉制度関係

各制度により，医療負担の自己負担額や税負担等を軽減する。また就業が困難な精神障害者を対象に事業所にて就労訓練を促進する。

表 9 - (4) - ア 自立支援医療（精神通院医療）利用者数（各年 3 月 31 日時点）  
(単位：人)

年度・市町村	利用者数
平成25年度	1,640
平成26年度	1,669
平成27年度	1,756
館山市	775
鴨川市	327
南房総市	548
鋸南町	106

※平成 14 年から自立支援医療（精神通院医療）の申請受付窓口は，市町村に移譲されている。

表 9 - ( 4 ) - イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (各年 3 月 31 日現在)

(単位 : 人)

年度・市町村 \ 級	計	1級	2級	3級
平成25年度	708	89	469	150
平成26年度	733	88	485	160
平成27年度	780	97	517	166
館山市	346	37	239	70
鴨川市	141	19	84	38
南房総市	243	35	157	51
鋸南町	50	6	37	7

※平成 14 年から精神保健福祉手帳の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。

表 9 - ( 4 ) - ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況 (単位 : 件)

年度 \ 区分	生計同一証明書 常時介護証明書 発行件数	社会適応訓練 申込書受理件数
平成25年度	1	-
平成26年度	3	2
平成27年度	3	-

(5) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

医療や社会参加等に関する相談及び訪問指導を実施する。

表 9 - ( 5 ) - ア 精神科嘱託医による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1火曜日	13 : 30~15 : 00	安房健康福祉センター (保健所)
毎月 第3水曜日	15 : 30~17 : 00	
毎月 第4火曜日	14 : 30~16 : 00	
偶数月 第4火曜日	14 : 00~16 : 00	鴨川地域保健センター
奇数月 第4水曜日	14 : 00~16 : 00	



表9-(5)-イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成25年度	187	89	49	-	10	28	73	73	3	321
平成26年度	154	77	42	-	5	29	60	60	-	309
平成27年度	83	46	37	-	5	16	26	25	11	279
館山市	21	14	7	-	2	4	5	7	3	85
鴨川市	26	14	12	-	-	4	10	11	1	92
南房総市	17	10	7	-	2	7	6	2	-	72
鋸南町	9	5	4	-	1	-	2	1	5	13
管外・不明	10	3	7	-	-	1	3	4	2	15
相談	56	30	26	-	5	10	14	19	8	150
訪問	27	16	11	-	-	6	12	6	3	129

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9-(5)-ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性・年齢 区分	計	男性	女性	不明
電話	720	452	263	5
メール	1	-	1	-

表9-(5)-エ 相談の種別 (延数)

(単位：件)

種別 区分		総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	その他の相談
			関連する療科に	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒						
平成25年度		321	92	1	154	47	15	-	-	-	-	3	7	-	2
平成26年度		309	107	10	104	14	15	-	-	-	-	4	5	37	13
平成27年度		279	105	9	72	2	14	-	-	1	-	2	16	28	30
相談	計	150	58	8	36	2	9	-	-	1	-	1	12	9	14
	男	97	31	2	24	1	9	-	-	1	-	-	11	7	11
	女	53	27	6	12	1	-	-	-	-	-	1	1	2	3
訪問	計	129	47	1	36	-	5	-	-	-	-	1	4	19	16
	男	70	34	1	16	-	-	-	-	-	-	1	4	9	5
	女	59	13	-	20	-	5	-	-	-	-	-	-	10	11

表9-(5)-オ 援助の内容 (延数)

(単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
平成25年度	321	53	46	161	1	20	27	13
平成26年度	311	41	40	126	7	17	79	1
平成27年度	345	69	43	73	7	28	113	12

(注) 援助内容は重複あり

(6) 精神障害者社会復帰関係

デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰の促進を目指す。

表 9 - ( 6 ) - ア デイケアクラブ

実施日	時間	内容
毎月 第2金曜日	9:30～15:00	精神障害者の社会参加に関する相談のほか、地域で生活する精神障害者の交流・グループ活動の場として月2日「デイケアクラブ」を実施
毎月 第4金曜日	13:00～15:00	
毎月1回	不定	精神障害者の社会参加に関する相談のほか、地域で生活する精神障害者の交流・グループ活動の場として月1日「デイケアクラブ」を実施

表 9 - ( 6 ) - イ デイケアクラブの活動状況 (単位:人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
平成25年度	33	87	50	37	352	221	131
平成26年度	32	116	65	51	364	244	120
平成27年度	29	91	54	7	319	206	113

(7) 地域精神保健福祉関係

関係機関同士のネットワークの構築や地域住人を対象とした啓発活動を実施する。

表 9 - ( 7 ) - ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
精神保健福祉連絡協議会	1	30	関係機関職員
安房地域心の健康のつどい	1	496	一般住人, 関係機関職員

表 9 - ( 7 ) - イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内 容
		実件数	延件数	
断酒学級	12	18	62	講義, ミーティング

表 9 - ( 7 ) - ウ 組織育成

(単位：件)

種別 区分	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	9	9	-	-

## (8) 心神喪失者等医療観察法関係

会議に参加し、対象者の処遇に関わる処遇に必要な情報を共有する。

表 9 - ( 8 ) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	-	-	-

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、健康福祉センター（保健所）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(Care Programme Approach の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

## 10 市町村支援

市町保健事業（母子，成人・老人，栄養改善事業，精神保健福祉）の充実を目的に支援を行った。

### (1) 市町村への支援状況

表10－(1) 市町村への支援状況

項目	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主なテーマ	事業名	回 数	職 種
市町村							
館山市	館山市保健推進協議会総会	1	次	実績・計画	精神障害者同行訪問	1	精
	要保護児童対策地域協議会 「代表者会議」	1	医	実績・計画			
	「実務者会議」	6	保	事例検討			
	「個別支援会議」	2	保	事例検討			
高齢者虐待防止ネットワーク会議	1	保	実績・計画				
鴨川市	鴨川市食生活改善協議会総会	1	医 栄	実績・計画	精神障害者同行訪問	10	精
	鴨川市健康づくり推進協議会	1	医 保	実績・計画			
	長狭学園学校保健体育委員会	1	保	実績・計画			
	鴨川市虐待防止対策委員会	1	医	実績・計画			
	「虐待防止企画啓発会議」	4	保	実績・計画			
	「高齢者虐待防止ネットワーク推進会議」	4	保	実績・計画			
	「高齢者虐待防止評価会議」	1	保	事例検討			
	要保護児童対策地域協議会 「実務者会議」	6	保	事例検討			
	精神障害者個別支援会議	9	精	事例検討			

南房総市	南房総市保健推進員協議会総会	1	医 栄	実績・計画	精神障害者同行訪問	9	精
	南房総市嶺南中学区学校保健委員会	2	保 栄	実績・計画			
	千倉中学校区学校保健委員会	1	保 栄	実績・計画			
	要保護児童対策地域協議会「代表者会議」	1	次	実績・計画			
	「実務者会議」	6	保	事例検討			
	高齢者虐待防止ネットワーク会議	1	保	実績・計画			
	精神障害者個別支援会議	7	精	事例検討			
鋸南町	鋸南町食生活改善協議会総会	1	次 栄	実績・計画			
	虐待防止ネットワーク協議会	6	保 相	事例検討			
	実務者会議						
	精神障害者個別支援会議	3	精	事例検討			

\*職種：医（所長），次（次長），課（課長），保（保健師），栄（栄養士），精（精神保健福祉相談員），事（一般行政）

#### IV 地域福祉課の事業概要

##### <地域福祉に関すること>

地域社会の福祉増進を図るため、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱事務，児童・高齢者・障害者福祉，母子父子寡婦福祉資金の貸付，生活全般の相談，配偶者暴力相談支援，戦傷病者・遺族援護，中核地域生活支援センター活動支援，生活保護業務を行っている。

#### 1 福祉関係事業

##### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域の社会福祉の増進に努めることを本務として，自主的な活動を行っているほか，行政機関への協力者として活動している。

表 1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 25 年度	344	309	34	343	152	191
平成 26 年度	344	306	34	340	149	191
平成 27 年度	344	306	34	344	153	191
館山市	109	99	10	109	40	69
鳴川市	78	70	8	78	35	43
南房総市	131	117	14	131	62	69
鋸南町	26	24	2	26	15	10

## (2) 児童福祉

児童扶養手当法，特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給するほか，家庭相談員を配置し，児童及び家庭問題の相談にあたりとともに児童の健全育成推進を図っている。

### ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け，児童の福祉の増進を図ることを目的に，児童扶養手当を支給している。

#### (ア) 児童扶養手当受給者数

表 1 - (2) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

町	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
平成 25 年度	5 2	3
平成 26 年度	5 6	6
平成 27 年度	5 6	1 0
鋸南町	5 6	1 0



(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (2) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
平成 25 年度	43	—	1	1	—	1	—	2	—	2	—	—	—	—	2	52
平成 26 年度	48	—	1	1	—	1	—	2	—	2	—	—	—	—	1	56
平成 27 年度	46	—	1	1	—	1	—	4	—	2	—	—	—	—	1	56

イ 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成 25 年度	156	35	15	46	61	1	—	82	76
平成 26 年度	147	30	18	45	53	3	1	78	72

平成 27 年度	141	33	15	41	51	2	1	76	67
館山市	59	8	7	14	30	1	-	23	37
鴨川市	36	11	5	9	9	1	1	21	15
南房総市	41	12	1	17	12	-	-	29	13
鋸南町	5	2	2	1	-	-	-	3	2

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

### (3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

表 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 25 年度	-	-	9,012	-	-	-	-	5,076	-	-	1,470	-
平成 26 年度	-	-	9,356	-	-	-	-	-	-	177	590	-
平成 27 年度	-	-	34,772	-	-	-	-	-	-	-	4,270	-
館山市	-	-	10,964	-	-	-	-	-	-	-	910	-
鴨川市	-	-	10,476	-	-	-	-	-	-	-	2,190	-
南房総市	-	-	6,420	-	-	-	-	-	-	-	1,170	-
鋸南町	-	-	6,912	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - ( 3 ) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 25 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	580	—
平成 26 年度	—	—	1,908	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	—	—	2,304	—	—	—	—	—	—	—	—	—
館山市	—	—	2,304	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鴨川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南房総市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 家庭児童相談に関する支援状況

児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が専門的な立場から学校、家庭における児童養育等について相談に応じている。

表 1 - (4) 家庭児童相談状況

(単位：件)

	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	18
平成 25 年度	409	327	30	52	134	219	2	50	4	中学生	21
平成 26 年度	292	231	26	35	61	171	27	33	-	高校生	12
平成 27 年度	290	234	24	32	86	153	35	13	3	その他	-

(5) 高齢者福祉

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳高齢者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (5) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 25 年度	59	10	49
平成 26 年度	58	15	43
平成 27 年度	66	15	51
館山市	22	4	18
鴨川市	20	5	15
南房総市	20	4	16
鋸南町	4	2	2

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給（公的年金の支給月額が、4,700 円に満たない場合は、その差額を支給）している。

表 1 - (5) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 25 年度	22 人(延 232)	1,081,200
平成 26 年度	26 人(延 233)	1,142,200
平成 27 年度	24 人(延 268)	1,220,031

(6) 障害者福祉

重度知的障害及び身体障害のため日常生活において常時介護を要する児・者へ手当の支給や市町が給付する日常生活用具取付経費の補助を行っている。また、障害のある人への差別に関する相談に応じる他、障害者差別に関する啓発活動を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(6)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成25年度	111	5,466,800	－	－
平成26年度	103	5,319,750	－	－
平成27年度	114	5,401,925	－	－
館山市	46	2,136,550	－	－
鴨川市	16	739,575	－	－
南房総市	42	2,006,800	－	－
鋸南町	10	519,000	－	－

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者に給付する日常生活用具の取付けに必要な経費を助成している。

表1－(6)－イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
平成25年度	－	－	－
平成26年度	2	移動・移乗支援用具	33,053
平成27年度	1	聴覚障害者用屋内信号装置	9,000
鴨川市	1	聴覚障害者用屋内信号装置	9,000

ウ 障害者差別相談事業

誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための条例の制定に伴い、健康福祉センター内に専用電話を設け広域専門指導員が相談に応じ、併せて条例周知や啓発活動を行っている。

表 1 - (6) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	絡・調整 関係機関連 会議	事例検討会・ その他	その他			
平成 25 年度	133	28	1	12	52	5	35	9	87	80
平成 26 年度	41	18	-	5	14	2	2	-	35	47
平成 27 年度	36	18	2	5	8	3	-	6	65	36

エ 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護等の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を行う地域相談員を委嘱している。

表 1 - (6) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区 分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 25 年度	9	7	22	38	25	13
平成 26 年度	10	7	24	41	28	13
平成 27 年度	10	7	18	35	20	15
館山市	3	2	13	18	11	7
鴨川市	3	2	-	5	2	3
南房総市	3	2	5	10	7	3
鋸南町	1	1	-	2	-	2

(7) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者の相談を受け、必要な助言・指導を行っている

表1- (7) 配偶者暴力相談支援状況

区分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーリーカー行為等	うち内閣府報告分
平成25年度	98	91	0	62	31	28	0	27	68	63	0	35
平成26年度	70	58	0	43	25	23	0	20	45	35	0	23
平成27年度	57	54	1	41	21	21	0	20	36	33	1	21
区分	書面提出件数				来所相談証明書発行件数				交際相手からの暴力相談件数			
	通報件数				総数				通報			
平成25年度	1	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	1	6	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0

(単位:件)



(8) 戦傷病者の援護

戦傷病者相談員 1 名，戦没者遺族相談員 4 名を委嘱し，戦傷病者及び戦没者遺族の援護を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により，補装具の給付，医療券の給付及び JR 乗車券の引換証（変更）の交付を行うこととしている。

表 1 - (8) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
市町村				
平成 25 年度	3 5	0	0	0
平成 26 年度	3 5	0	0	0
平成 27 年度	3 1	0	0	1 0
館山市	4	0	0	0
鴨川市	9	0	0	2
南房総市	1 4	0	0	4
鋸南町	4	0	0	4

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員を嘱託し相談にあたっている。

表 1 - (8) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	館山市	鴨川市	南房総市・南房総市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	2	4
戦傷病者相談員	—	—	1	1

(9) 児童手当事務指導監査

市町の児童手当（こども手当）事務の円滑かつ的確な実施を確保するため、児童手当指導監査要綱に基づいて監査を実施した。

表 1 - (9) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
館山市	—	H27 年 1 月実施	—
鴨川市	平成 26 年 2 月実施	—	平成 28 年 2 月実施
南房総市	平成 26 年 2 月実施	—	平成 28 年 2 月実施
鋸南町	—	H27 年 1 月実施	—

(10) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターの活動をサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表 1 - (10) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	偶数月の第 1 木曜日
場所	関係福祉施設等の会議室
内容	障害者部会(開催 6 回)
構成員・参加者人数	当事者団体, 福祉関係施設, 市町社会福祉協議会, 市町, 関係 県機関等 180 人

開催日	平成 27 年 6 月以降
場所	館山市コミュニティセンター
内容	児童部会(開催 3 回)
構成員・参加者人数	教育機関, 市町, 医療機関, 当事者団体, 福祉関係施設 140 人

開催日	平成 28 年 8 月以降
場所	高齢者福祉相談機関等の会議室等
内容	高齢者部会（開催 2 回）
構成員・参加者人数	民生委員，当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町，28 人

開催日	平成 28 年 2 月 8 日（月）
場所	館山市コミュニティセンター
内容	中核地域生活支援センター連絡調整会議
構成員・参加者人数	民生委員，当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町，関係機関等，団体代表・職員等 37 人

(11) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

社会福祉法人太陽会千葉県中核地域生活支援センター「ひだまり」が千葉県から委託契約を受け実施主体（窓口）となっている。関係機関で構成する支援調整会議を毎月1回開催し、自立相談支援機関が中心となり作成した支援計画に基づき協議、検証を行っている。

表1- (11) 生活困窮者自立支援実施状況

	支援調整会議（回数）	新規相談受付件数（総数）	プラン作成件数（総数）	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数							その他							就労者数 （一般就労総数）	支援メニューの利用状況								増収者数（総数）		
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等	就労自立促進事業	住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業		自立相談支援事業 による就労支援	就労自立促進事業	生活保護受給者等	その他							
平成27年度	12	16	5	5	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
鋸南町		16	5	5	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3

※プラン期間中の一般就労を目標にしている

## <生活保護に関すること>

生活保護法に関する事務，行旅病人及び行旅死亡人に関する事務，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住宅確保給付金の支給事務を実施している。

### 1 生活保護

#### (1) 生活保護制度

生活保護制度は，憲法第 25 条に規定する理念に基づき，生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ，必要な保護を行い最低限度の生活を保障すると共にその自立を助長することを目的としている。

保護は，資産や働く能力などのすべてを活用しても，なおかつ生活できない場合に行われ，その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は，生活，教育，住宅，医療，介護，出産，生業，葬祭の 8 種類の扶助に分かれており，保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは，管内の安房郡鋸南町について，生活保護の実施機関として，業務を行っている。

#### (2) 管内の保護動向

##### ア 被保護世帯・人員・保護率

平成 27 年 10 月 1 日現在の人口は 8,025 人で，被保護世帯数 77，被保護人員 87 名であり保護率は 10.84 %となっている。

過去 3 年間大きな変動はなく推移しているが，当管内の高齢者世帯の割合は，全県平均を大きく上回っているため，高齢者の保護世帯が増加傾向にある。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
25 年度 X	8466	67.67	80.92	9.56
26 年度 Y	8271	69.42	78.58	9.50
27 年度 Z	8025	75.67	85.25	10.62
伸び率 (Z/X)%	94.78	111.82	105.35	1.11

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数，被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

被保護世帯を類型別に見ると、高齢者世帯が 54 世帯(71.1%)、傷病・障害者世帯が 17 世帯(22.4%)、その他の世帯が 5 世帯(6.58%)となっている。また、被保護世帯の 91%(69 世帯)は単身世帯であり、特に一人暮らしの高齢者世帯が 65%(49 世帯)を占めている。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		25 年度 X	26 年度 Y	27 年度 Z	伸び率 (Z/X)	
合 計	世帯(世帯)	67.67	69.42	75.67	1.12	
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	34.67	38.67	45.58	1.31
		割合(%)	51.23	55.70	60.24	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	17.25	16.00	17.42	1.01
		割合(%)	25.49	23.05	23.02	-
	その他	世帯(世帯)	6.50	6.17	4.17	0.64
		割合(%)	9.61	8.88	5.51	-
	小 計	世帯(世帯)	58.42	60.83	67.17	1.15
		割合(%)	86.33	87.64	88.77	-
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	2.08	2.75	3.58	1.72
		割合(%)	3.08	3.96	4.74	-
	母 子	世帯(世帯)	3.00	2.00	0.42	0.14
		割合(%)	4.43	2.88	0.55	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	1.58	1.00	0.25	0.16
		割合(%)	2.34	1.44	0.33	-
	その他	世帯(世帯)	2.58	2.83	4.25	1.65
		割合(%)	3.82	4.08	5.62	-
	小 計	世帯(世帯)	9.25	8.58	8.50	0.92
		割合(%)	13.67	12.36	11.23	-

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

保護の開始理由については高齢・年金収入のみで生活困窮が 8 件、疾病によるものが 4 件である。

廃止理由については死亡によるものが 5 件、収入増によるものが 2 件、引き取りが 3 件である。

表 1 - (2) - ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
面接・相談件数(件)	15	20	20
申請件数(件)	13	12	14
開始件数(件)	11	9	12
廃止件数(件)	11	5	10

(3) 実施体制及び訪問活動

実施体制は査察指導員 1 名，現業員 1 名であり，訪問活動状況については月間訪問件数が 41.6 件と増加している。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数  (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況						
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数		過 去 一 年 間 の 延 数 C	地区担当員 1人当たりの月間訪問 実績	
		標 準 数  人	現 員  人	標 準 数  人	現 員		計 画  件	実 績 A  件	計 画  日	実 績 B  日		A 訪問 件数 /C	B 訪問 日数 /C
					専 任 面 接 員  人	地 区 担 当 員  人							
25 年 度	67	1	1	1	-	1	347	421	-	104	12	35.1	8.7
26 年 度	68	1	1	1	-	1	375	404	-	103	12	33.7	8.6
27 年 度	73	1	1	1	-	1	283	499	-	122	12	41.6	10.2

(4) 生活保護費の支出状況

平成 26 年度と比較すると，生活扶助費が 2,253,874 円減少，住宅扶助が 997,279 円減少しており，全体的に減少傾向にあるが，葬祭扶助及び医療扶助が増加したため 2,104,421 円減少となっている。

表 1 - (4) 平成 27 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶 助 費 の 主 な 内 容
生活扶助費	31,344,976	67.36	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	11,831,410	25.42	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	97,569	0.21	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	131,700	0.28	介護費・福祉用具費
医療扶助費	1,155,938	2.48	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	559,848	1.20	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	45,121,441	96.95	

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶 助 費 の 主 な 内 容
就労自立給付金	0	0	就労自立者に対する給付金
施設事務費	1,417,320	3.05	救護施設事務費
合 計	46,538,761	100.00	

## 2 行旅病人及び行旅死亡人

### (1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治32年7月1日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

### (2) 管内の取扱状況

#### ア 取扱人員

過去3年間該当なし。

## 3 中国残留邦人等に対する支援給付

### (1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

### (2) 管内の給付状況

#### ア 被給付世帯数・人員

過去3年間該当なし。

#### イ 支援給付開始及び廃止の状況

該当なし

### (3) 支援給付金の支出状況

実績なし



#### 4 生活困窮者住宅確保給付金

##### (1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方にうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

##### (2) 管内の給付状況

###### ア 給付世帯数

過去3年間で給付申請はない。

※1 平成25・26年度は「住宅支援給付事業」